

各団体代表者 様

港区教育委員会事務局
生涯学習スポーツ振興課長 竹村 多賀子

学校施設開放における施設使用上の注意事項について

日頃から、港区の学校教育及びスポーツ振興に御理解、御協力いただきありがとうございます。
学校施設は、学校教育に支障のない範囲で施設を開放しておりますが、今般、体育館のバスケットボール用ゴールが破損する事故が発生いたしました。

学校の設備を破損し、そのまま放置すると児童の教育に影響が生じるだけでなく、他の利用者がけがをする恐れがあります。

学校の設備・備品は丁寧に扱っていただくとともに、学校職員や現場スタッフからの注意事項を遵守いただくよう、団体内の皆様全員への周知・徹底をお願いします。

また、学校の設備・備品の不具合に気付かれた場合や、やむを得ず損傷等させてしまった場合は、速やかに学校職員又は現場スタッフに、御一報くださいますようお願いいたします。

以下の注意事項を守っていただけない場合、当該団体の使用承認及び団体登録の取消し、学校施設開放を中止する場合がありますので、御承知おきください。

学校施設開放時における施設使用上の注意事項

- 1 学校の設備・備品等は大切に使用してください。
バスケットボール用ゴールにぶら下がる等、学校の設備の破損につながる行為は禁止しています。本来の使用目的と異なる使用や活動は、絶対にしないでください。
- 2 学校施設使用後は原状復帰をお願いします。
学校施設使用後にバドミントンの羽やテニスボール、ゴミ等が残されている状況が見受けられます。施設使用後は、必ず原状復帰し、ゴミは必ずお持ち帰りください。
- 3 近隣住民への配慮をお願いします。
大声を出す行為や練習後の歩道上での私語・会話は、近隣住民に迷惑となります。
また、ボール等を学校施設の敷地外に出す行為は、事故・けが等の恐れもあり、大変危険です。こうした行為を慎み、近隣住民への配慮をお願いします。
- 4 公共交通機関を御利用ください。
学校施設には使用団体専用の駐輪場及び駐車場がないため、自転車や自動車での来校や、学校の敷地内や学校周辺への路上駐輪・駐車は禁止しています。
近隣の皆様に御迷惑となりますので、必ず公共交通機関を御利用ください。
- 5 営利目的の活動を禁止するとともに、営利活動を行っている団体は登録を取り消します。
営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行っている団体は、学校施設を使用することはできません。また、学校施設では、営利を目的とした事業又はそれに類した行為は実施できません。団体届出時に御提出いただいた規約（会則）に変更があった場合は、速やかに新しい規約（会則）を御提出ください。

児童の学校教育に支障が出ないように、全ての団体の皆様の学校施設開放事業への御理解と御協力をお願いいたします。

【問合せ】

生涯学習スポーツ振興課 スポーツ振興係 担当：須川・玉置 電話：03-3578-2750